

2024 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について

1. 趣旨

大学において産学連携活動を積極的に推進することに伴い、利益相反に関わる問題、すなわち、責任ある地位についている者の個人的な利益が職務上の責任と相反する状況が生じる可能性が増大してくることから、筑波大学においても、2005 年 9 月に利益相反規則を制定し、以降、利益相反委員会や利益相反アドバイザー、利益相反アドバイザリーボードを設置し、利益相反に関わる問題について、特に問題の発生を予防することに重点を置いて、マネジメントを実施してきました。

この利益相反マネジメントに関しては、前年度に引き続き、2025 年 5 月末日を締切りとして、教職員等を対象に「産学官連携活動等に係る個人的な利益に関する報告」義務の履行を求め、それにより報告された内容についての審議が同年 9 月 11 日開催の第 24 回利益相反委員会において行われました。

以下は、同委員会の審議の結果に基づいて行う情報の公表です。公表にあたっては、筑波大学利益相反ポリシーに基づき、個人情報保護の観点から教職員等のプライバシーに関わる部分を除き、統計的に処理した情報としています。

2. 産学官連携活動等に係る個人的な利益に関する報告のまとめ

(1) 報告義務があると認められる個人的な利益の範囲について

ア 報告の対象となる期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

イ 報告の対象となる個人的な利益

報告の対象となる個人的な利益は、次の A～C となります。

A 兼業報酬等の個人的な利益が年間合計 100 万円以上の場合

企業等から得た「①兼業に係る報酬」、「②研究成果の実施料若しくは売却による収入」、「③給与の全部又は一部の支払い」の年間の合計が 100 万円以上となる場合。

B 株式等の保有の場合

未公開株式については全て、公開株式については発行済み株式総数の 5%以上に相当する場合。新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。当該職員等

の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族についても報告。ただし、筑波大学と共同研究契約その他の契約関係にある企業等の株式等に限る。

C 企業等から職員等に対して提供される筑波大学の管理下でない金銭、物品、役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの場合
補助金・助成金等のすべての研究資金、奨励金、賞金、寄附金、出張費、講演料、執筆料、物品、役務等であって本学の管理下でないものがすべて報告義務の対象となり、金額の下限を定めていない。

(2) 今回提出のあった自己申告書のまとめ

今回の産学官連携活動等に係る個人的な利益の報告の総計は、以下のとおりです。

○77 人から 273 件の報告（教員・研究員：75 人、事務系職員 2 人）

（2023 年度：78 人から 166 件の報告（教員・研究員：76 人、事務系職員 2 人）、

2022 年度：71 人から 165 件の報告（教員・研究員：66 人、事務系職員 5 人））

【内訳】

Aー① 兼業に係る報酬

54 人から 243 件の報告

（2023 年度：52 人から 135 件の報告、2022 年度：38 人から 128 件の報告）

Aー② 研究成果の実施料若しくは売却による収入

0 人から 0 件の報告

（2023 年度：0 人から 0 件の報告、2022 年度：0 人から 0 件の報告）

Aー③ 給与の全部又は一部の支払い

12 人から 12 件の報告

（2023 年度：17 人から 17 件の報告、2022 年度：18 人から 18 件の報告）

B 株式等の保有

29 人から 32 件の報告

（2023 年度：25 人から 26 件の報告、2022 年度：31 人から 32 件の報告）

C 大学の管理下でない金銭等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの提供

1 人から 1 件の報告

（2023 年度：0 人から 0 件の報告、2022 年度：1 人から 1 件の報告）

3. 利益相反委員会での審議の結果

(1) 今回の「産学官連携活動等に係る個人的な利益の報告」に関して、利益相反規則に基づいて直ちに学長の勧告を行わなければならない事例はありませんでした。

(2) ただし、今回の報告に関連して、今後以下の点に留意する必要があるとされました。

ア 産学連携活動がますます深化・拡充しており、契約の透明性や公正性の確保の面からいつでも説明責任が果たせるように、常に学内ルールに則った産学連携活動を行うよう周知していくこと。

イ 研究インテグリティの確保のために利益相反・責務相反のマネジメントがますます重要となっており、産学連携担当部署や人事担当部署、国際担当部署等の関連部署と協力しながら、学内における透明性の確保についての意識を高めていくこと。

ウ 2016 年度から組織としての利益相反マネジメントが開始されたが、丁寧にフォローし、また必要に応じ適宜修正をしていくこと。

4. 利益相反に関わる問題についての教職員等からの相談

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に、学内から 163 件、学外から 10 件、合計 173 件の利益相反に関わる問題についての相談がありました。これらについては利益相反アドバイザー等から回答しました。相談内容で多かったものは、大学の名称・ロゴ・コメント等使用 (36%)、兼業 (10%)、自己申告書・開示について (10%) などでした。